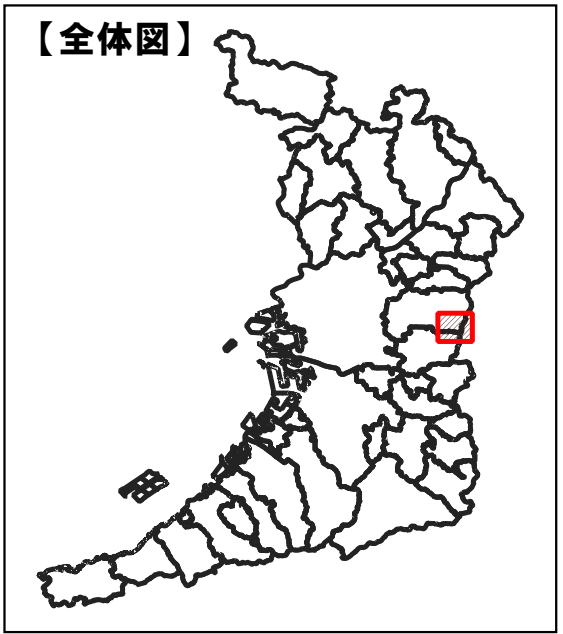
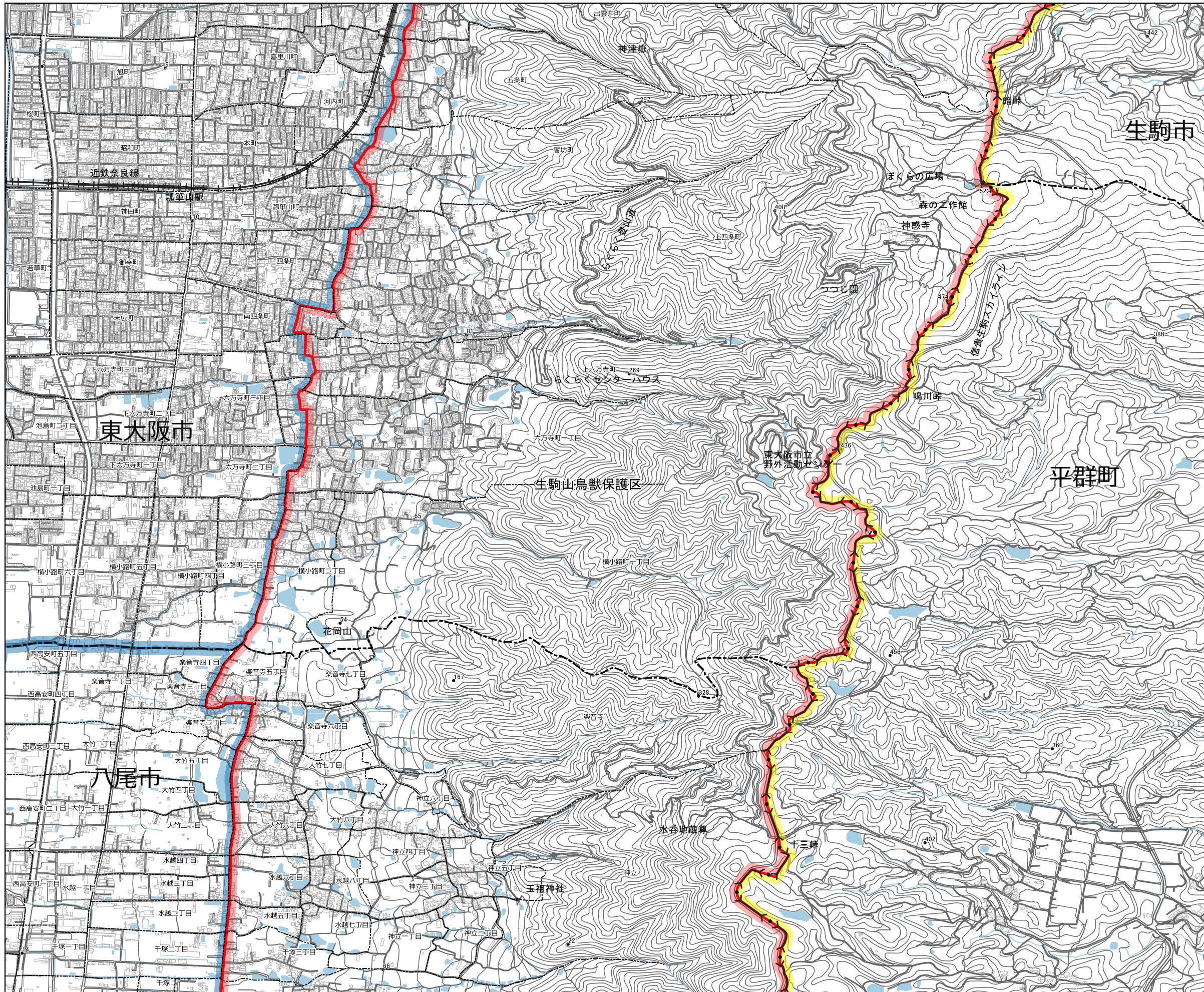


02 生駒山鳥獣保護区(2)



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の路線の交差点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、八尾市と柏原市の境界線、八尾市道南高安73号線、市道南高安68号線、市道南高安6018号線、市道南高安75号線、市道南高安54号線、市道南高安55号線、市道南高安6029号線、市道南高安6030号線、市道南高安58号線、市道南高安6043号線、市道南高安198号線、市道南高安217号線、市道東高安中線、荒川、市道南高安23号線、市道南高安26号線、近畿日本鉄道信貴線、市道高安3号線、市道高安1号線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。